

災害救助法が適用された地域において被害を受けられた皆様へ

このたびの災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

少額短期保険業者では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置を実施しております。

なお、保険金や保険料等のお取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険業者により異なります。

詳しくはご契約されている少額短期保険業者にお問い合わせください。

少額短期保険業者各社のお問い合わせ照会窓口は下記URLよりご確認ください。

[http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult\\_list.html](http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult_list.html)

<生命保険型商品の場合>

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

<損害保険型商品の場合>

1. 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて一定期間、猶予いたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

今回、災害救助法が適用された地域は次のとおりです。

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
7月6日	【高知県】 安芸市（あきし） 香南市（こうなんし） 長岡郡本山町 （ながおかぐんもとやまちょう）	平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月7日	宿毛市（すくもし）	
7月8日	土佐清水市（とさしみずし） 幡多郡三原村 （はたぐんみはらむら）	
7月8日	幡多郡大月町 （はたぐんおおつきちょう）	平成30年7月豪雨による災害により、被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となった。 ※災害救助法施行令第1条第1項第3号適用

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
7月6日	<p>【鳥取県】</p> <p>鳥取市（とっとりし）</p> <p>八頭郡若桜町 （やすぐんわかさちょう）</p> <p>八頭郡智頭町 （やすぐんちづちょう）</p> <p>八頭郡八頭町 （やすぐんやすちょう）</p> <p>東伯郡三朝町 （とうはくぐんみささちょう）</p> <p>西伯郡南部町 （さいはくぐんなんぶちょう）</p> <p>西伯郡伯耆町 （さいはくぐんほうきちょう）</p> <p>日野郡日南町 （ひのぐんにちなんちょう）</p> <p>日野郡日野町 （ひのぐんひのちょう）</p> <p>日野郡江府町 （ひのぐんこうふちょう）</p>	<p>平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
7月5日	<p>【広島県】</p> <p>広島市（ひろしまし）</p> <p>呉市（くれし）</p> <p>竹原市（たけはらし）</p> <p>三原市（みはらし）</p> <p>尾道市（おのみちし）</p> <p>福山市（ふくやまし）</p> <p>府中市（ふちゅうし）</p> <p>東広島市（ひがしひろしまし）</p> <p>江田島市（えたじまし）</p> <p>安芸郡府中町 （あきぐんふちゅうちょう）</p> <p>安芸郡海田町 （あきぐんかいたちょう）</p> <p>安芸郡熊野町 （あきぐんくまのちょう）</p> <p>安芸郡坂町 （あきぐんさかちょう）</p>	<p>平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
7月5日	<p>【岡山県】</p> <p>岡山市（おかやまし）</p> <p>倉敷市（くらしきし）</p> <p>玉野市（たまのし）</p> <p>笠岡市（かさおかし）</p> <p>井原市（いばらし）</p> <p>総社市（そうじゃし）</p> <p>高梁市（たかはしし）</p> <p>新見市（にいみし）</p>	<p>平成30年7月豪雨による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
	瀬戸内市（せとうちし） 赤磐市（あかいはし） 真庭市（まにわし） 浅口市（あさくちし） 都窪郡早島町 （つくぼぐんはやしまちょう） 浅口郡里庄町 （あさくちぐんさとしょうちょう） 苫田郡鏡野町 （とまたぐんかがみのちょう） 英田郡西粟倉村 （あいだぐんにしあわくらそん） 加賀郡吉備中央町 （かがぐんきびちゅうおうちょう）	
7月5日	<b>【京都府】</b> 福知山市（ふくちやまし） 舞鶴市（まいづるし） 綾部市（あやべし） 宮津市（みやづし） 京丹後市（きょうたんごし） 南丹市（なんたんし） 船井郡京丹波町 （ふないぐんきょうたんばちょう） 与謝郡伊根町 （よさぐんいねちょう） 与謝郡与謝野町 （よさぐんよさのちょう）	平成30年7月豪雨による災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じており、 継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月5日	<b>【兵庫県】</b> 豊岡市（とよおかし） 篠山市（ささやまし） 朝来市（あさごし） 宍粟市（しそうし） 赤穂郡上郡町 （あこうぐんかみごおりちょう） 美方郡香美町 （みかたぐんかみちょう）	平成30年7月豪雨による災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じており、 継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月6日	姫路市（ひめじし） 西脇市（にしわきし） 丹波市（たんばし） 多可郡多可町 （たかぐんたかちょう） 佐用郡佐用町 （さようぐんさようちょう）	平成30年7月豪雨による災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じており、 継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月7日	養父市（やぶし） たつの市（たつのし） 神崎郡市川町 （かんだきぐんいちかわちょう）	

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
	神崎郡神河町 (かんだきぐんかみかわちょう)	
7月5日	【愛媛県】 今治市(いまばりし) 宇和島市(うわじまし) 大洲市(おおすし) 西予市(せいよし) 北宇和郡松野町 (きたうわぐんまつのちょう) 北宇和郡鬼北町 (きたうわぐんきほくちょう)	平成30年7月豪雨による災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じており、 継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月6日	【岐阜県】 高山市(たかやまし) 関市(せきし) 中津川市(なかつがわし) 恵那市(えなし) 美濃加茂市(みのかもし) 可児市(かにし) 山県市(やまがたし) 飛騨市(ひだし) 本巣市(もとすし) 郡上市(ぐじょうし) 下呂市(げろし) 加茂郡坂祝町 (かもぐんさかほぎちょう) 加茂郡七宗町 (かもぐんひちそうちょう) 加茂郡八百津町 (かもぐんやおつちょう) 加茂郡白川町 (かもぐんしらかわちょう) 加茂郡東白川村 (かもぐんひがししらかわむら) 大野郡白川村 (おおのぐんしらかわむら)	平成30年7月豪雨による災害により、 多数の者が生命又は身体に危害を受 け、又は受けるおそれが生じており、 継続的に救助を必要としている。 ※災害救助法施行令第1条第1項第4号適用
7月8日	岐阜市(ぎふし) 美濃市(みのし) 加茂郡富加町 (かもぐんとみかちょう) 加茂郡川辺町 (かもぐんかわべちょう)	
7月6日	【岡山県】 小田郡矢掛町 (おだぐんやかげちょう)	※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用

法適用日	災害救助法適用市町村	備考
7月5日	【福岡県】 飯塚市（いづかし）	※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
7月6日	【島根県】 江津市（ごうつし） 邑智郡川本町 （おおちぐんかわもとまち）	※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
7月6日	【山口県】 岩国市（いわくにし）	※災害救助法施行令第1条第1項第1号適用
7月5日	【愛媛県】 八幡浜市（やわたはまし）	※災害救助法施行令第1条第1項第2号適用
7月5日	【広島県】 三次市（みよしし） 庄原市（しょうばらし）	※災害救助法施行令第1条第1項第2号適用

以上